

あけまして
おめでとう
ございます



村上会計だより

編集 発行人
村上税理士事務所
税理士 村上 行雄
税理士 村上 慎一
〒933-0843
高岡市永楽町1-2
TEL 0766(24)2030(代)
FAX 0766(24)2160
<http://murakami.zei-mu.com>

1月

(睦月) JANUARY

1日・元旦 12日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント 不服申立制度の見直し

現在、国会で審議中の行政不服審査法の見直しに伴い、国税の不服申立制度も見直される予定です。不服申立期間を税務署等の処分があったことを知った日から3月以内（現行2月以内）に延長、再調査請求（現行の「異議申立」）の決定を経ずに審査請求できる期間を2月（現行3月）に短縮、等の内容となっています。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
2月2日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
2月2日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7～12月分）
1月13日
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合
1月20日
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
（法人税・消費税等）
2月2日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
2月2日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
（年3回の場合）
2月2日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
2月2日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
2月2日

損害賠償請求を受けないために

個人情報保護法をチエツク

なぜ今、個人情報漏えい対策が必要なのでしょう？

情報機器やインターネット等、情報通信の発達や派遣社員の増加、アウトソースの活用など、業務形態の変化により大量の個人情報が増え、漏えいする危険性が増大しています。

また、プライバシーに対する個人の意識も相当高まっています。万一、個人情報が漏えいすると、被害者への損害賠償金や訴訟費用、謝罪広告、お詫び状郵送費用等、多大な経済的損失が予想されますので、真剣な取り組みが必要となります。

今回は、この個人情報保護法をチエツクしてみましょう。

1 個人情報保護法とは

「漏えいだけでなく、個人情報の取り扱い方法を全般的に対象とするもの」です。

個人情報保護法は、個人情報

の不適切な取扱いによって、さまざまな「個人の権利利益」が侵害されることを未然に防止するために、個人情報を取り扱う際に守るべき適正なルールなどを定めた法律です。

したがって、個人情報そのものを保護することを目的としているのではなく、あくまでも、「個人の権利利益」の保護が目的です。また、個人情報の漏えい事故が発生したような場合に、被害者が加害者に損害賠償請求をするための法律でもありません。この法律の条文には損害賠償に関する規定は置かれていません。

2 義務を負う

「個人情報取扱事業者」とは

民間事業者のうち、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」であって、データベースや名簿などに含まれる個

人情報を、過去六ヶ月以内に一度でも五千人分を超えて事業に用いたことのある民間事業者は、「個人情報取扱事業者」として、法律が定める義務を負うこととなります。個人情報データベース等は、自分で構築・作成したものであることが要件とされていませんので、他人が作成した住所録CDROMを購入したり、使用許諾を受けて事業に使用しているにすぎない場合でも、「個人情報取扱事業者」にあたります。

例外的に、五十音別電話帳や、カーナビゲーションシステム、市販の住宅地図を編集・加工せずにそのままの形で使用している場合は、それらは五千人分の算定の対象外とされています。

しかし、コンピュータが事業者の事業全般に広く使われている現在、大規模な事業者はもとより、ほとんどの中小企業も「個人情報取扱事業者」に該当することになります。

法律は、「個人情報」、「個人情報データベース」、「保有個人情報」の語句を使い分けており、個人情報取扱事業者に課せられた義務は

それぞれ加重されていきます。

3 違反するとどうなるか

この法律は、できる限り当事者間における自主的な解決に委ねており、その中心は個人情報取扱事業者自身による苦情処理です。また、「認定個人情報保護団体」が本人の申し出に応じて苦情処理を担当し、さらに、地方公共団体も、苦情処理のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

したがって、消費者としては、問題のある事業者そのものに対して苦情を申し出ることができただけでなく、地方公共団体や認定個人情報保護団体の苦情相談窓口などに対しても相談することができず。また、国も苦情処理を講ずるものと定められています。

しかし、それでも常に適切な解決がなされるとは限りません。そこで、主務大臣を監督機関として個人情報取扱事業者に対して、報告徴収 助言 勧告 命令という順で行うことができるものとしています。

まず、主務大臣は、個人情報取扱事業者から個人情報の取扱いに関して報告を徴収したり、必要な助言を行います。報告を怠ったり、虚偽の報告を行った場合には罰則(三〇万円以下の罰金)の対象になります。助言、勧告に従わない場合であっても、罰則の対象にはなりません。その後の命令に従わない者は、六ヶ月以下の懲役または三〇万円以下の罰金に処せられます。それと同時に、法人も三〇万円以下の罰金に処せられます。

また、このような事態になった場合、民事上の損害賠償責任を負わなければならない事態も考えられ、経済的な損失のみならず社会的な信用も失いかねません。

4 「個人情報」の取扱事業者の義務

法第二条第一項によれば「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他

の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいいます。個人情報取扱事業者の義務として、まず、個人情報を取り扱うにあたり、利用目的をできる限り特定しなければならず、当該利用目的の達成に必要な範囲内でのみ取り扱わなければならないとされています。個人情報を取り得てはならず、利用目的を取得前に公表しておくか、取得後すみやかに本人に通知または公表する必要があります。特に本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示することを要します。

「個人データ」の取扱事業者は義務がさらに追加情報の集合物である「個人情報データベース」を構成する個人情報として、個人情報に関する義務にプラスし

て、さらに多くの義務が個人情報取扱事業者に課せられます。さらに加わる義務として、個人データを正確で最新の内容に保つよう努めなければなりません。漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、従業員と委託先に対する監督を行わなければならないとされています。個人データを第三者に提供するには、あらかじめ本人の同意を得なければなりません。

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止のすべてに応じることができ、権限を有する個人データをいいます。「保有個人データ」に該当する場合は、開示、訂正、利用停止等に関して、さらに多くの義務が上積みされます。

7 企業の対応

政府の基本方針は、個人情報の保護のために事業者が講ずべき主要な措置として、次の三つの事項を求めています。

事業者の個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言(いわゆる、プライバシーポリシー)の策定・公表による、事業者が行う措置の対外的明確化、個人情報保護管理者の設置を含めた責任体制の確保、教育研修の実施などを通じた啓発による従業員の個人情報保護意識の徹底です。

プライバシーポリシーの公表は、この法律で定める、公表、もしくは本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項と併せ、事業者のホームページに掲載する方法をとれば、通知と比べて漏れがなく、安価でかつ迅速な対応が可能です。以上、いろいろと面倒な対応が要求されますが、個人情報を取り扱う事業者としては、対応を研究し、しっかりと取り組んでいく必要があるでしょう。

サブプライムと似ている 大恐慌のプロセス

1930年代のアメリカ大恐慌も、住宅ブームの崩壊が重要な意味を持っていました。アメリカでは、「自分の住宅を持つ」ということが、「アメリカンドリームの体現」でした。

それまでのアメリカ経済は未曾有の好況を享受し、1929年になると投資家は投機的な株式取引を急激に拡大させていったのです。その代表例が、「ブローカーズローン」といわれる一種の信用取引でした。

当時の世界経済システムは、「金本位制」という通貨制度が採用されていました。その制度の下では、国内景気が過熱しても、国内に流通する通貨量が自国保有の金の量に制約されてしまうため、やがて、景気は鎮静化します。

ところが、ニューヨークには世界各国から金が流入しました。アメリカの政策当局

は1928年から金融引き締め政策を採用しました。しかし、景気過熱は一向に収まる気配がなかったのです。そこで、アメリカが採った政策は、ブローカーズローンに対する直接の規制でした。これによって株価上昇は鎮静化。そのため、投機家による株式の投げ売りが相次ぎました。

そのクライマックスが1929年10月24日の「暗黒の木曜日」の株価大暴落です。それは、モーゲージ・カンパニーといわれる仲介業者が金融機関から貸付債権を買い取り、生命保険会社や富裕な個人に転売するという形態です。

金融引き締めは、住宅投資にもマイナスの影響を及ぼしました。住宅ブーム崩壊が与えた家計への打撃は、耐久消費財産業や住宅・建設産業の設備投資、雇用を大きく減少させ、家計の所得減から企業の設備投資、雇用の削減という深刻なデフレスパイラル（物価下落と景気悪化の悪循環）となってアメリカ経済に襲い掛かったのです。

次の危機

アメリカ人は日常クレジットカードで支払いをするのが当たり前になっています。日本ではかつては小額の買い物にカードを使うと、断られたり、嫌な顔をされたりもしましたが、最近では閉店後現金を数える手間がなく、不正も防止できるとあって、カード支払いも容易となりました。

買い物はまだしも、カードローンの利用が日常化しています。数多くのカードを持ち、払えなくなればあっさり自己破産。カード会社のほうも、リスクを入れて計算していますから、あまり慌てることはありません。

しかし、焦げつきが何十パーセントにもなれば、そうもいかなくなるでしょう。

クレジットカードが次の台風となる危険が高まっていることに、皆が気づき始めているのでしょうか。

埋蔵金の活用

二〇〇八年度予算の審議あたりから、国政において「霞が関埋蔵金」の存在が議論されるようになりました。

「埋蔵金」というのは、各省庁が管理する特別会計の中に眠っている資金のこと。「行政の無駄」を象徴するものとして、しばしば槍玉に上がっているものです。財政当局はこの指摘を受け

「埋蔵金」の存在を認め、一〇兆円を二〇〇八年度予算に取り入れることとしました。

一〇兆円は取り崩されて、一般会計や国債償還に使われたのですから、二〇〇七年度からの景気減速は二〇〇六年の定率減税の廃止と日銀の量的緩和政策の解除が原因とされていますが、埋蔵金の活用で景気回復と